

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県病院局
福島県病院事業職員の給与の臨時特例に関する規程

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与の臨時特例に関する規程をここに公布する。

平成25年6月28日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第17号

福島県病院事業職員の給与の臨時特例に関する規程

（給料の特例）

第1条 この規程の施行の日から平成26年1月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号。以下「給与規程」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年福島県病院局管理規程第10号）附則第6項から第8項までの給料及び福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成25年福島県病院局管理規程第9号）附則第4項の給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級又は号給の区分	割合
病院行政職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
病院医療職給料表(1)	1級	100分の4.77

	2 級	100分の7.77
	3 級以上	100分の9.77
病院医療職給料表(2)	2 級以下	100分の4.77
	3 級以上	100分の7.77
病院医療職給料表(3)	2 級以下	100分の4.77
	3 級から6 級まで	100分の7.77
	7 級	100分の9.77
病院技能労務職給料表	3 級以下	100分の4.77
	4 級以上	100分の7.77
病院任期付職員給料表	4 号給以下	100分の7.77
	5 号給以上	100分の9.77

(給料の特別調整額の特例)

第2条 特例期間においては、給与規程第6条の規定により支給される給料の特別調整額の支給に当たっては、当該給料の特別調整額から、当該職員の給料の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(給与の減額の特例)

第3条 特例期間においては、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成15年福島県条例第99号)第24条の規定の適用を受ける職員に対する同条の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは、「得た額から、第3条第1項の給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年福島県病院局管理規程第10号)附則第6項から第8項までの給料及び福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成25年福島県病院局管理規程第9号)附則第4項の給料を含む。)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に福島県病院事業職員の給与の臨時特例に関する規程(平成25年福島県病院局管理規程第17号)第1条において当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

(特定職員の給料月額の特例)

第4条 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、同条中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与規程附則第6項の規定により減ずる額を減じた額に」とする。

(端数計算)

第5条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(病院総務課)